

# 近畿病院図書室協議会 会 則

## 第1条 (名称)

本会は近畿病院図書室協議会(病図協と略称)という。(以下本会という)

## 第2条 (目的)

本会は会員相互の緊密な連絡と協力により病院図書室の充実、および医療情報活動に貢献することを目的とする。

## 第3条 (組織)

本会は、第2条の目的に賛同する病院図書室をもって組織する。

## 第4条 (事業)

本会は会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 図書室職員の研究・研修・講演会等。
2. 雑誌所在目録の編集と発行。
3. 会報の発行
4. 文献の相互貸借。
5. その他必要と認められる諸事業。

## 第5条 (入会及び退会)

本会に入会を希望するところは別に定める資格を要する。

退会を希望する場合は、その旨の届出を必要とする。

入会に際しては、入会金を徴収する。

## 第6条 (義務)

本会の会員は次の定める義務を負う。

1. 会費の納入(会費は年額 円とする。)
2. 総会への出席。
3. その他、本会が定めた事業の協力、参加。

## 第7条 (役員)

本会には次の役員をおく。

会 長	1 名
事務局長	1 名
幹 事	若干名
監 査	2 名

会長、事務局長は役員会で選出し、総会において会員の承認を得なければならない。

## 第8条 (会議)

総会は年一回開き、本会の最高議決機関とし、活動方針、予算・決算の承認、役員の内

出、会則の変更を行う。臨時総会は必要に応じて随時会長が招集する。

## 2. 役員会

役員病院の管理者および図書室担当者で組織し、会の主要事項を審議する。

## 3. 幹事会

幹事病院の図書室担当者と事務局長で組織し、会の運営に当る。

## 第9条 (会計)

本会の経費は、会員・賛助金・寄附金・入会金・事業収入をもって充てる。

会計監査は会員の中から監査員を選出し、総会において会員の承認をえなければならない。

## 第10条 (事務局)

本会の事務局は 病院図書室におく。

## 第11条 (改訂および変更)

本会の会則の改訂および変更は、総会において決定する。

## 第12条 本会は賛助会員をおくことができる。

## [ 付則 ]

1. 本会の役員任期・会計年度は総会より次期総会までとする。
2. 本会則は1994年11月16日から実施する。
3. 本会則に定めていない事項については内規で定める。
4. 本会則は、1975年11月29日改正施行する。
5. 本会則は1978年3月30日改正施行する。
6. 本会則は1979年3月24日改正施行する。
7. 本会則は1984年3月24日改正施行する。

## (内規)

## 1. 入会の資格

この会に入会を希望するところは、次の資格を必要とする。

- ① 図書室があること(併設も可)
- ② 司書および図書室業務を担当する者がいること。(兼任も可)
- ③ 将来、図書室を設置する予定のあること。
- ④ その他の医療関連機関の入会を拒まない。